

令和 5 年度事業計画（案）

1 自転車の安全利用に関すること**(1) 安全・安心な自転車利用促進事業**

各種イベントでの啓発

- ・ビワイチの日関連イベント（11月3日）

(2) 安全利用WGの開催

- ・3月頃に開催予定

2 自転車ツーリズムに関すること**(1) ビワイチ商品開発支援事業**

ビワイチのブランド力を高め、地域の特産品等を活用した土産など、ビワイチの記念になるようなビワイチ関連商品の開発を支援する。

(2) ビワイチ・プラス等デジタルスタンプラリー事業

県内各地の魅力ある観光資源を活用したデジタルスタンプラリーの開催を支援し、身近な地域における自転車散策を推進する。

(3) サイクリングマイレージ推進事業

「サイクリングマイレージ」（令和4年度に開発した新機能）を活用したマイレージ事業の実施に必要な広報・啓発を実施する。

(4) ビワイチの子推進事業

ビワイチ体験を希望する子どもの年齢や体験希望者のグループ構成、ニーズ等にあわせて安全対策を徹底し、コーディネートしたサイクリングガイド付きツアーに対し補助を行い、子どもの受入環境を整備する。

(5) サイクリングガイド振興支援事業

訪日外国人観光客など長期滞在者の需要を取り込むため、研修会を実施することにより県内のサイクリングガイドを育成する。

既にガイドとして活動している者に対しては、訪日外国人観光客の関心事項である「持続可能な観光」に係る取組の必要性を研修する。併せて、インバウンドツアーを先進的に取り組む事業者を招請する。

また、新規ガイド人材を対象として、サイクリングガイドに必要な知識・情報を共有する研修会を開催する。

(6) サイクリスト向け安全啓発リーフレット配付・周知

サイクリスト向け安全啓発リーフレットを作成（増刷）し、県内各地で実施する街頭啓発における配付、自転車販売店やレンタサイクルショップ、サイクルサポートステーションへの配架により、安全啓発を実施する。

(7) サイクリング体験・安全教室

新たなサイクリング人口の創出に向けて、親子などがサイクリングを始めるきっかけになるよう、サイクリング体験イベントを実施する。

(8) 「ビワイチの日、ビワイチ週間」推進事業

広くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高め、愛着と誇りを育むため、「ビワイチの日」「ビワイチ週間」に集中的にイベントを開催する。

(9) サイクルサポートステーション研修会

サイクルサポートステーション登録施設（約 350 か所（令和 4 年度末時点））の「おもてなし」力の向上を図り、サイクリストの満足度を向上させるため、サービスの事例紹介など様々な情報を提供するサイクルサポートステーション向け研修会を有償にて開催する。

(10) 「サイクリストにやさしい宿」利用促進事業

滋賀を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる認定施設「滋賀県サイクリストにやさしい宿」のサイクリストの更なる利用を促進するため、「おもてなし力」向上のため研修会を実施する。

(11) 「サイクリストにやさしい宿」県産木材利用促進事業

「滋賀県サイクリストにやさしい宿」認定施設において、県産木材を使用した銘板を設置することにより、宿泊客および施設双方に対し、県産木材の魅力を普及し、その利用促進を図る。

(12) レンタサイクルワンウェイ事業

自転車によるビワイチ・プラスルートの多様な楽しみ方を広げるため、利用しやすいレンタサイクル環境の整備を促進するため、レンタサイクルの途中返却拠点を拡大する。

(13) ビワイチサイクリングナビアプリの活用推進

「ビワイチサイクリングナビ」アプリ（DL 数 55,480 件（令和4年度末時点））を活用し、自転車周遊を促進させ、ストレスフリーな受入環境整備を図る。

(14) アプリを活用したデータ解析

琵琶湖一周サイクリング体験者数の測定に加え、県内各地を周遊するビワイチ・プラスルートの体験者数および経済波及効果の解析方法を新たに確立するとともに、県全体のサイクリング体験者数、サイクリスト特有の行動形態、観光消費額等を属性分析し、新たな観光資源の発掘等に活かす。

(15) ビワイチ・プラス等イメージアップ推進事業

女性や家族連れを対象に、市町と連携して「ビワイチ・プラス」の多様な楽しみ方紹介などを、インフルエンサー等を活用して発信する。

(16) 全国イベント等と連携した魅力発信事業

日本最大の自転車フェス「サイクルモードライド」やサイクリングイベント等に出展することで、「ビワイチ」を世界に発信し、国内外からの誘客を行う。

(17) アドバイザーを活用した多様な連携推進

サイクリストのニーズと事業者が持つシーズのマッチング、各施設でのサービス向上に向けたコンサルティング、アプリ広告枠等の営業活動等の実施に向け、官民連携による事務局体制の充実化を図る。

3 情報発信に関すること

(1) プラス・サイクルホームページでの情報発信

【発信内容】

- ・自転車交通ルール
- ・サイクリングマップ
- ・滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する情報
- ・自転車店、レンタサイクル、駐輪場等の自転車の日常利用に資する情報
- ・サイクルツーリズムに関する情報
- ・自転車通勤の推進に係る情報
- ・自転車事故をはじめ自転車の安全啓発に関する情報
- ・その他自転車の利用促進のため必要な情報

他

(2) サイクルツーリズムに関する情報発信

- ・シンポジウムの開催

(3) 情報発信WGの開催

- ・年1回開催し、情報発信の内容や方向性について確認する。

4 第2次滋賀県自転車活用推進計画に基づく取組の実施

(1) 計画のフォローアップ

- ・計画期間は令和5年度～令和8年度の4年間
- ・自転車活用推進計画WGを年1回実施し、年度内の取り組みの評価・確認を行う。



第2次滋賀県自転車活用推進計画
(滋賀県 HP)